

○財務省告示第二百十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年六月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第五十
一回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

募方

入決定の

イ

入札競争

ロ

特別参加場

各当ても各申込みのうち応募額を順位が高い
募限る。の。応募額を割りにおいて各申
込みの応募額を割りにおいて各申

ごに応募限度額を定めるもの
に「参加者（以下「国債市場特
別参加者」）の価格競争入札

六

発

入札競争

イ

入札競争

ロ

特別参加場

財政法第四十一条の規定に基づき発行した利付国債につ
いて、額面金額で七百二十億円

ハ

特別参加場

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し

者 ・ 第 I	特 ・ 参 加	国 債 市 場	十 一 イ 発			九 八			七 イ 払			者 ・ 第 II					
			入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 行	非 者 ・ 第 II	特 ・ 参 加	国 債 市 場		行 争 入 札 発 行	入 札 発 行	価 格 競 争	込 金 額	行 争 入 札 発 行
十 九 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 五	価 格 十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四	平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 日	す る 。整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 百 八 十 七 億 千 百 二 十 八 万 円			七 百 九 億 八 百 八 万 円	七 千 二 百 四 十 九 億 千 九 百 三 十 五			で 千 百 九 十 二 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、額 面 金 額

十
三

初利入価・別債行争非
期札格第参市及入価
利発競II加場び札格
子率行争非者特国発競

十
四

後第
の二期
利子以

十
五
十
六
十
七

償還
償還
元利金支
払場所

十
八

入札
者参
払加
込期
日

平成二十八年六月二十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円

平成五十八年六月二十日
る利子を払う。
い、その日以前六月間に属す
日を、支払日とし、各支払期にお
毎、六月二十日及び十二月二十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は払し払平年
定、次、期た成○
す、号、その金と二・三
る、期及翌の銀額し、八パー
期日及び営業日、支、次、年
に十五日に、業日、支、算、十
つ、十五日に、業日、支、算、二
い、十五日に、業日、支、算、月
て、十五日に、業日、支、算、二
同、十五日に、業日、支、算、月
じ、十五日に、業日、支、算、月
。、十五日に、業日、支、算、月
。、十五日に、業日、支、算、月